

File01 供給削減10%未満が対象

岐運支局、調査票を送付

岐阜運輸支局（古田寛支局長）は9月28日、タクシー事業者12社に対して経営状況を把握するための調査票を送付した。対象とした県内特定地域の中で供給削減数が基準車両数から1部2社、東濃東部1社となっている。調査票の回答を10月中旬に提出するよう指示した。

File02 各社減休車状況の開示など

県内タク7労組、支局申し入れ

岐阜県内のタクシー労働組合7団体は9月30日、岐阜運輸支局に対して県内の各交通圏におけるタクシーの減休車状況と評価などのデータ開示など8項目の申し入れを行った。労働側が岐運支局に回答を求めたのは①県内各交通圏の減休車状況と評価②交通圏別の事業者別減休車状況③減休車による1車当たりの増収データ④減休車に非協力的な事業者とそれに対する調査の実施状況⑤運賃値下げ事業者の現状と対策⑥地域交通にタクシーが果たす役割への認識⑦「子育てタクシー」への自治体補助の現況と今後の展開の見通し⑧小型・中型の車種区分に関する今後の方向性⑨支局側は、賃金や労働時間に関する調査書類を9月28日に県内全事業者に送付し10月末までに回答するよう求め、その結果を各特定地域協議会で報告すると説明。各交通圏の事業再構築による車両削減率は、岐阜16.3%、大垣17.1%、美濃・可児14.1%、高山11.1%と説明した。

支局長が県の最低賃金で見込める年収150万円に達しない乗務員が相当数出てきている。といった現状への理解を訴えた。

焦点

focus

タク適活法の施行効果を検証

国交省、5日作業に着手

【東京】国土交通省は5日、タクシー適正化・活性化法施行による効果の検証に着手した。同日、旅客課長名で全タク連に同法適用対象地域におけるデータ収集への協力を文書で依頼するとともに、各地方運輸局自動車交通部長と沖縄総合事務局運輸部長あてに各管内タクシー協会に対して同様に協力要請するよう指示した。検証結果によって必要があると判断されれば、同法あるいは道路運送法の改正、新法制定を国交省独自に検討する。

タクシー適正化・活性化法が施行されてから2年を経過した。同法に基づき指定した全国の特定地域53カ所での同法運用が指定期間3年の最終年を迎える。これを契機に国交省は同法施行効果を検証することにした。

検証に当たっては、各特定地域におけるタクシー事業者の収支、賃金をはじめとする労働条件に関するデータを収集、適正化・活性化事業の推進によりこれらがどう変化したかを調べる。データは各地域とも事業者を選定して収集するため、主に原価計算対象事業者が対象となる見通しだ。収集するのは特定地域に指定を受けて以降毎月の実績。10月までのデータは11月中に集約する。以降、対象事業者には指定期間が満了するまで毎月報告してもらう。

■調査項目

タクシー車両数	
営業収益	運送収入
	運送雑収
営業費用	人件費
	燃料油消費
	修繕費
	減価償却費
	保険料
	施設使用料
	自動車リース料
	施設課税
	事故補償費
	道路使用料
一般管理費	人件費
営業損益	
収支率	
運転者1人当たりの平均賃金	月末運転者数
労働時間当たりの平均賃金	平均賃金（月額）
	総労働時間
	平均賃金（時間額）

論点

point of issue

業界側の期待とは大きなズレ

タク適活法見直し時期

国交省によるタク適活法の効果検証は行政当局として独自のものとはいえ、全タク連を中心に業界側が民主党タクシー政策議員連盟とともに進める「タクシー事業法」制定に向けた動きも踏まえたものと言える。しかし、特定地域指定期間満了までの経過を調査する国交省方針と期間満了を待たずに新法の早期制定を望む業界側との間には考え方に大きなズレがある。

岐阜・子育てタクシー、出発式

岐阜県の助成を受けてスタートする「子育てタクシー」の出発式が17日、岐阜市の「岐阜県庁」で行われた。運行事業者には子育てタクシー認定書と車両表示用ステッカーが授与され、地元の幼稚園児とその保護者が乗車してデモ走行が行われた。

今回、岐阜・東濃地区の12社、71人の乗務員が登録。

同地区に在住する15歳以下の子供を持つ人や妊娠中の女性を対象にモニターを募集し、11月から来年1月までの3カ月間の調査協力を条件に月額3000円分のタクシー利用券を配布する。募集人数301人。式典では岐阜県の湖上俊則副知事、全国子育てタクシー協会の内田輝美会長、岐阜県タクシー協会の山

田久典会長があいさつを述べた。運行事業者は次の12社。▽岐阜地区＝日本タクシー、日の丸自動車、岐阜名鉄タクシー、つばめ自動車、岐阜相互タクシー、共立タクシー、川島タクシー、高富タクシー▽東濃地区＝東鉄タクシー、近鉄東美タクシー、コミュニティタクシー、平和コーポレーション。

File01 地域交通は社会経済の基盤

中運局長、新任記者会見

中部運輸局の甲斐正彰局長は17日、新任記者会見を行った。地域公共交通の活性化について局長は「本格的な人口減少や高齢化社会を迎えると地域公共交通の役割が重要になってくる。ライフラインとしての移手段の役割が増す」と指摘。街作り、観光振興、地球温暖化政策といった観点から地域公共交通を地域経済、社会活動の基盤と位置づけて維持確保を進めたい意向を示した。

タクシー適正化・活性化法に基づく管内特定地域の協議会での作業状況に触れ、対象

24地域のうち19カ所で地域計画のフォローアップが行われており、順次検証作業が

進められるとの見通しを示した。管内の各タクシー協会の役割に期待しつつ「それぞれの取り組みに頑張ってもらっていると認識している。実施状況を見ても全国的に見ても進んでいる」と述べた。今後はフォローアップを通じて減休車による効果を確実に上げることに力点を置き、「乗務員の労働条件改善状況を検証する必要がある」と重点を挙げた。管内タクシー事業の適正化を通じ公共交通機関としてよりいっそう成長していくことができるよう支援するとの方針を語った。

98年から00年までの2年間近畿運輸局で自動車部長を務めた当時を振り返り「大

変な部署だった」と述べ、繁華街での空車による違法駐車、滞留・交通阻害の問題で腐心した思い出を話した。

名古屋のタクシー事情に関しては「それほど深く知るに至ってないのでこの場で大阪との比較を申し上げられない」とコメントを控えたが、名古屋駅近くからタクシーで帰宅しようとした際、乗務員が地理不案内で5分ほど地図と格闘していた様子を思い起こし「いろんな意味で適正化に取り組んでほしい」と注文をつけた。また「規制緩和後、課題が浮き彫りになり、新法を制定して適正化を図るといふ点で時代の流れを感じる」と述べた

細川議員、意欲示す

民主党の細川律夫・衆院議員は10月26日、全自交労連第67回定期大会で来賓として招かれ祝辞を述べる中で、タクシー事業法案の作成作業に触れて「法案をつくり

あげ、国会に提案し、成立させるのが、わたくしの大きな仕事だと考えている」と述べ、同法案成立に向けて意欲を示した。

細川氏は、タクシー適正化・活性化法施行後の現状について「やはりいまなかなか

解決しないのが運賃の問題、台数の問題。適活法では根本的に解決できていないのが現実。根本的に解決するには事業法をつくって解決できない

のではないかと指摘。「事業者、労働側と相談しながら法案をつくっているところ



だ」と述べて法案成立に向けて努力したい意向を強調した。

論点

point of issue

中国、ロシア、韓国から旅客を呼び込め

姜尚中氏、事業者大会で提言

第51回全国ハイヤー・タクシー事業者大会で講演した姜尚中氏は、中国、韓国、ロシアからの旅客流入を予測し、タクシー市場の「広域化」に目を向けるよう提言した。講演要旨は次の通り。



1. 20年間、日本はデフレから脱却できていない。需要が収縮している。

1. 日本は、国の在り方を変えなければどうしようもない。経済がいつ回復するのか見通しが立たない中で、落ち目な機軸通過国（アメリカ）だけに頼っているのは、日本の将来はない。

1. アジアに目を向ける必要がある。とりわけ中国の経済力に対して日韓が協力してけん制しつつも、中国からの旅客を呼び込まなくてはなら

1. 乗車すれば韓国語、中国語、英語でさまざまな情報に触れられる多機能情報発信型のタクシーが出現するならば、韓国、中国、東南アジアから来る人々にとって「日本に来てよかった」と思われる。

1. これだけ地域のインフラが整備された国はない。恵まれた自然環境、気候、風土、安全・安心な社会だ。皆さんの業界が決して頭打ちになるとは到底思えない。人が来れば、必ず産業が成り立つ。

1. 潤沢な天然ガス、地下資源でロシアをあなどることはできない。中国、ロシア、韓国といくらでも交流はできる。恐れる必要はないと思う。たとえ少々治安が悪くなるかもしれないが、だからこそ日々の治安や市民の安全・安心のために、タクシーは「動く安全ステーション」になり得る。